申請書類様式

特別管理（変更許可用）

様式第十六号（第十条の二十二関係）　　　 (第１面)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 特別管理産業廃棄物処理業の  事業範囲変更許可申請書  （あて先）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日  埼玉県電子申請・届出サービスでの申請時に出力したものを提出してください。  埼玉県知事  　　　　　　　　　　　申請者　〒　　  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　所    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名    　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  電話番号  担当者名  電話番号  ＦＡＸ番号  電話番号  ＦＡＸ番号   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の５第１項の規定により、 | 特別管理産業廃棄物収集運搬業 | | | 特別管理産業廃棄物処分業 | | | の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。 | | | |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　　　第　　　　　　　　　　号 |
| 収集運搬業・処分業の区分 | 収集運搬業 |
| 許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあっては、取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあっては、処分の方法ごとに区分して取り扱う特別管理産業廃棄物の種類を記載すること。） | （区分）　　　　　　積替え保管を　含む　除く　。 |
| （廃棄物の種類）該当の品目に○をする。  １ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）  ２ 廃酸（ｐＨ2.0以下のものに限る。）  ３ 廃アルカリ（ｐＨ12.5以上のものに限る。）  ４ 感染性産業廃棄物　　５ 廃ＰＣＢ等　６ ＰＣＢ汚染物  ７ ＰＣＢ処理物　 ８ 廃水銀等　 ９ 指定下水汚泥（有害物質）  10 鉱さい（有害物質）　　　11 廃石綿等  12 ばいじん（有害物質）　　13 燃え殻（有害物質）  14 廃油（有害物質）　　　　15 汚泥（有害物質）  16 廃酸（有害物質）　　　　17 廃アルカリ（有害物質）  限定　　有り　　無し |
| 変更の内容 |  |
| 変更の理由 |  |
| 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。） | 運搬車両　　　台  他の施設（容器等）　有り　　無し |
| 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要 |  |
| ※事務処理欄 |  |

（日本産業規格　Ａ列４番）

（第２面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日） | | | | | 都道府県・市名 | | | 許可番号（申請中の場合には、申請年月日） |
|  | | |  |
|  | | |  |
|  | | |  |
|  | | |  |
| 申請者（個人である場合） | | | | | | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | | 生 年 月 日 | | | 本　　　　　　　　籍 | | |
| 住　　　　　　　　所 | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |
| （法人である場合） | | | | | | | |
| （ふ　り　が　な）  名　　　　　　称 | | | | | 住　　　　　　　　　　所 | | |
|  | | | | |  | | |
| 法定代理人（申請者が法第１４条第５項第２号ハに規定する未成年者である場合） | | | | | | | | |
|  | （個人である場合） | | | | | | | |
| （ふりがな）氏　　　名 | | 生 年 月 日 | | | 本　　　　　　　　籍 | | |
| 住　　　　　　　　所 | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |
|  | （法人である場合） | | | | | | | |
|  | （ふりがな）  名　　　称 | | | | | 住　　　　　　　　所 | | |
|  |
|  |  | | | | |  | | |
|  |
|  | | 役員（法定代理人が法人である場合） | | | | | | |
|  | | （ふりがな）  氏　　　名 | | 生 年 月 日 | | | 本　　　　　　　　籍 | |
| 役職名・呼称 | | | 住　　　　　　　　所 | |
|  | |  | |  | | |  | |
|  | |  | | |  | |
|  | |  | |  | | |  | |
|  | |  | | |  | |
| 役員（申請者が法人である場合） | | | | | | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | | 生 年 月 日 | | | 本　　　　　　　　籍 | | |
| 役職名・呼称 | | | 住　　　　　　　　所 | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |  | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |  | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |  | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |  | | |
|  | |  | | |  | | |
|  | | |  | | |

（第３面）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発行済株式総数の１００分の５以上の株式を有する株主又は出資の額の１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき） | | | | | | |
|  | 発行済株式の総数 | 株 | | | 出 資 の 額 | 円 |
| （ふりがな）  氏名又は名称 | 生年月日 | 保有する株式の数又は出資の金額 | | 本　　　　　　　　籍 | |
| 割　　　合 | | 住　　　　　　　　所 | |
|  |  |  | |  | |
|  | |  | |
|  |  |  | |  | |
|  | |  | |
|  |  |  | |  | |
|  | |  | |
|  |  |  | |  | |
|  | |  | |
|  |  |  | |  | |
|  | |  | |
|  |  |  | |  | |
|  | |  | |
| 令第６条の１０に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合） | | | | | | |
|  | （ふりがな）  氏　　　名 | 生 年 月 日 | | 本　　　　　　　　籍 | | |
| 役職名・呼称 | | 住　　　　　　　　所 | | |
|  |  | |  | | |
|  | |  | | |
|  |  | |  | | |
|  | |  | | |
| 備考  １　※の欄は記入しないこと。  ２　「法定代理人」の欄から「令第６条の１０に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。  ３　「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。  ４　２部提出すること。 | | | | | | |
| ※　手数料欄 | | | | | | |

**変更事項確認書（変更許可申請用）**

　変更許可申請に当たり、申請内容について次のとおりであることを確認します。

　（１又は２のいずれかに○をつけること。）

　　１　変更事項はありません。全ての内容について、届出済みです。

　　２　変更事項があります。変更事項は下表のとおりです。

　役員、車両等に変更があった場合は、その旨を届出なければなりませんが、下記事項について届出漏れがありましたので、変更許可申請に当たり、本紙をもって提出します。

　なお、今後は、遅滞なく届出します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 変更の有無 | 変更事項 | 変更内容 | |
| 変更後 | 変更前 |
| 有 ・ 無 | 法人の名称、  個人事業者の氏名 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 法人の本店所在地、 　個人事業者の住所 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 法人の代表者 | 変更届を別途提出してください。 |  |
| 有 ・ 無 | 役員、令第６条の１０に規定する使用人等 | 新旧役員等対照表のとおり | |
| 有 ・ 無 | 株主、出資者 | 新旧役員等対照表のとおり | |
| 有 ・ 無 | 運搬車両 | 登録車両一覧表のとおり | |
| 有 ・ 無 | 取り扱う産業廃棄物の品目の減少 | 変更届を別途提出してください。 |  |

　注　記入欄が足りない場合には、別途、用紙を作成し提出してください。

**新旧役員等対照表（変更許可申請用）**

・変更（就任・辞任）のあった者だけでなく、登録されている全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。※１者１行で記載してください。

・この表の新（役員等、５％以上の株主等）の欄に記載した方のうち、変更があった方については、「番号」欄に○をしてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 新（役員等、５％以上の株主等） | 旧（役員等、５％以上の株主等） |
| １ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ２ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ３ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ４ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ５ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ６ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ７ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ８ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| ９ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １０ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １１ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １２ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １３ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １４ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |
| １５ | 役職名等  氏 名 等 | 役職名等  氏 名 等 |

添付書類（第１面）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画の概要  １．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  ２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 | | | | | | |
|  | (特別管理)  産業廃棄物  の　種　類 | 運搬量  (t/月又は  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う  場合には積替え又は保  管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地  （処分場の名称及び所在地） |
| １ |  |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |  |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | | | | | | |
|

**事業計画の概要を記載した書類**

**取り扱う産業廃棄物の種類**

該当する種類に「○」印を付けるとともに、限定等の欄に限定等について記入してください。

変更許可申請の場合は、変更する廃棄物の種類のみに「○」印を付してください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　類 | | 該当に○ | 限　定　等 |
| 廃油 | |  | 揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。 |
| 廃酸 | |  | ｐＨ2.0以下のものに限る。 |
| 廃アルカリ | |  | ｐＨ12.5以上のものに限る。 |
| 感染性産業廃棄物 | |  |  |
| 特定有害  産業廃棄物 | 廃ＰＣＢ等 |  |  |
| ＰＣＢ汚染物 |  |  |
| ＰＣＢ処理物 |  |  |
| 廃水銀等 |  |  |
| 廃石綿等 |  |  |
| 上記以外 | 下表のとおり。 | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 廃棄物名  有害物質 | 指定下水汚泥 | 鉱さい | ばいじん | 燃え殻 | 廃　油 | 汚　泥 | 廃　酸 | 廃  アルカリ |
|
| 水銀又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| カドミウム又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 鉛又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 有機燐化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 六価クロム化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 砒素又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シアン化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ポリ塩化ビフェニル |  |  |  |  |  |  |  |  |
| トリクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| テトラクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ジクロロメタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 四塩化炭素 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,2-ジクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1-ジクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シス-1,2-ジクロロエチレン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1,1-トリクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,1,2-トリクロロエタン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,3-ジクロロプロペン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チウラム |  |  |  |  |  |  |  |  |
| シマジン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| チオベンカルブ |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ベンゼン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| セレン又はその化合物 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 1,4-ジオキサン |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ダイオキシン類 |  |  |  |  |  |  |  |  |

添付書類（第２面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．運搬施設の概要  (1) 運搬車両一覧 | | | | | | | | |
|  | 車体の形状 | | 自動車登録番号  又は車両番号 | 最大積載量  （kg） | | 所有者又は使用者 | | 備考 |
| １ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ２ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ３ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ４ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ５ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ６ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ７ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ８ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| ９ |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| 10 |  | |  |  | |  | | 継続・新規・抹消 |
| 事務所の所在地 | | ※　付近の見取図を添付すること。 | | | | | | |
| 駐車場の所在地 | | ※　付近の見取図を添付すること。 | | | | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | | | 用　　途 | | 容　　量 | | 備　　考 | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |

添付書類（第３面）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要  　該当無し  ※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）  従業員数の内訳  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日現在 | | | | | | | |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で  準用する第4条の7  に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |

添付書類（第４面）

添付書類（第５面）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。） |
|

添付書類（第６面）

運搬車両の写真

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 | |  | | |
| 前　　面　　写　　真 | 注意事項  　　　　・車両の前面（真正面）を全体が写るように撮影すること。  　　　　・ナンバープレートが確認できること。 | | | |
| 側　　面　　写　　真 | 注意事項  　　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。  　　　　・名称等の車体の表示が確認できること  　　　　　既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、  　　　　「会社名（事業者名）※屋号不可」、「固有番号（許可番号の下６桁）」）  　　　　が表示されていること。  車両が大型のため写真上車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を  　　　　拡大した写真も添付すること。  　産業廃棄物収集運搬車  　　　埼玉◯◯株式会社  　　　１２３４＊＊号  １文字５ｃｍ以上  １文字３ｃｍ以上 | | | |
|  | | 撮影 | 年　　月　　日 |

**借上げ車両を登録する場合の申出書**

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　埼玉県知事

　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　法第１４条の３の３の規定（名義貸しの禁止）に違反しないことを明らかにするため、追加書類を添付し、証明します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【追加添付書類】**  **１　車両の賃貸借契約書の写し（次の項目が記載されているもの）**  （１）申請者と貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）との間の契約であること  （２）１年以上の車両賃貸借期間を有すること  （３）対象となる車両の登録ナンバー  （４）賃貸借の期間及び料金（無料の場合は、使用貸借契約書でも構いません。）  （５）産業廃棄物収集運搬業の用に供すること  （６）独占継続的であること  　※１：既に賃貸借契約書が作成されていて、契約書の変更が困難な場合は、**当該契約書の写しに加えて**、**貸主（自動車検査証記録事項上の使用者）による使用承諾書**（（１）～（６）の項目の記載があるもの）を提出してください。  　※２：自動車検査証記録事項上の「使用者」と「所有者」が異なる場合は、**所有者からの車両の使用承諾書**を提出してください。  **２　駐車場の配置図**  **３　駐車場関係書類及び雇用関係書類**  　下表に従って、書類を添付してください。   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 該当  に○ | 駐車場の状況 | 添付書類 | | | 駐車場関係書類 | 雇用関係書類 | |  | 申請者が  所有する駐車場 | 土地の全部事項証明書 |  | |  | 申請者が  確保した駐車場 | 土地の賃貸借契約書の写し | |  | 車両の貸主が  所有する駐車場※ | 土地の全部事項証明書 | 車両の貸主と申請者との  雇用契約書又は雇用関係  を証する書類 | |  | 車両の貸主が  確保した駐車場※ | 土地の賃貸借契約書の写し |   ※　法人の車両を借り上げる場合は、申請者が駐車場を確保する必要があるので選択できません。 |

**※１：自動車検査証記録事項の使用者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

　　年　　月　　日

車両借主（乙）

　住所：

　氏名：

　乙が産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請を行うにあたり、下記車両を収集運搬車両として独占継続的に使用することを甲が承諾します。なお、下記借用期間中、甲は当該車両を使用しないことを誓約します。

記

１　借用する車両の登録番号

２　借用期間

　　　　　　　　　　　　　　車両貸主（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

**※２：自動車検査証記録事項の所有者からの使用承諾書の例**

車両使用承諾書

　　年　　月　　日

車両借主（乙）

　住所：

　氏名：

　甲が所有する車両について、下記のとおり乙が使用することを所有者として承諾します。

記

１　車両

(1) 車名（メーカー）：

(2) 車体形状　　　 ：

(3) 登録番号　　　 ：

(4) 車体番号　　　 ：

２　使用目的

３　借用期間

　　　　　　　　　　　　　　　　車両所有者（甲）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名：

添付書類（第７面）

運搬容器等の写真

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 | |  | |
| 注意事項  　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | | | |
|  | | | 撮影 | | 年　　月　　日 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運搬容器等の名称 |  | 用途 | |  | |
| 注意事項  　　　　・容器等の全体が写るように撮影すること。 | | | | | |
|  | | | 撮影 | | 年　　月　　日 |

添付書類（第８面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 | | | |
| 内　　　訳 | | | 金　　　　　額（千円） |
| 事業の開始に要する  資金の総額 | | |  |
|  | | 土地 |  |
| 事務所 |  |
| 収集運搬車両 |  |
| 積替保管施設 |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
| 調　　　達　　　方　　　法 | 自己資金 | |  |
| 借入金 | |  |
| （借入先名） | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| その他 | |  |
| 増資 | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
|  | |  |
| 備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること | | | |
|

添付書類（第９面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）  年　　月　　日現在 | | | |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 | | |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 | | |  |

添付書類（第１０面）

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第５項第２号イからヘに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

　参考資料：欠格事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 根拠条文 | | 欠格事項の内容 |
| 法第１４条  第５項  第２号 | 法第７条  第５項  第４号 |
| イ(申請者)  ハ(法定代理人)  ニ(法人役員)  ニ、ホ  (使用人) | イ | ○　心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの  　（※環境省令で定める者：精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者） |
| ロ | ○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| ハ | ○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ニ | ○　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「浄化槽法」その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの（「大気汚染防止法」「騒音規制法」「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」「水質汚濁防止法」「悪臭防止法」「振動規制法」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」「ダイオキシン類対策特別措置法」「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」）若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （第３２条の３第７項及び第３２条の１１第１項を除く。）の規定に違反し、又は刑法第２０４条（傷害罪）、第２０６条（現場助勢罪）、第２０８条（暴行罪）、第２０８条の２（凶器準備集合及び結集罪）、第２２２条（脅迫罪）若しくは第２４７条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 |
| ホ | ○　第７条の４第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項若しくは第１４条の３の２第１項（第４号に係る部分を除く。）若しくは第２項（これらの規定を第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第７条の４第１項第３号又は第１４条の３の２第１項第３号（第１４条の６において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第８条の５第６項及び第１４条第５項第二号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。） |
| ヘ | ○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| ト | ○　ヘに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ヘの通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの |
| チ | ○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 |
| ロ(申請者)  ハ(法定代理人)  ニ(法人役員)  ニ、ホ  (使用人) |  | ○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。） |
| ヘ(申請者) |  | ○　暴力団員等がその事業活動を支配する者 |

**財務実績・計画書　　　　　　　　　　※　ホームページにエクセルファイルがあります。**

**ア　直前３年の実績及び今後５年間の計画書**

（単位：　　円）

計画(見込み）

実績

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 会　計　年　度 | | ３年前 | ２年前 | 直近の  事業年度 | １年後 | ２年後 | ３年後 | ４年後 | ５年後 |
| 貸  借  対  照  表 | 資産 | 流 動 資 産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 固 定 資 産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 繰 延 資 産 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 資 産 合 計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 負  債 | 流 動 負 債 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 固 定 負 債 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 純資産 | 資 本 金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法 定 準 備 金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 剰余金又は欠損金 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 総 資 本 合 計 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 損  益  計  算  書 | 売 上 高 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 売 上 原 価 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 売 上 総 利 益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 利 益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 外 収 益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 営 業 外 費 用 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 経 常 利 益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特 別 利 益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 特 別 損 失 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引前当期利益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 法人税等充当額 | |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 税引後当期利益 | |  |  |  |  |  |  |  |  |

**イ　今後５年間の計画について、該当するものに全てチェックし、債務超過を解消するための具体的内容について記述してください。（新規設立法人の場合は、記入不要です。）**

　　□　経費削減することで、収益改善を図ることにより、債務超過を解消する。

　　□　売上を向上させることで、収益改善を図ることにより、債務超過を解消する。

　　□　上記以外の方法により、債務超過を解消する。

**上記項目の具体的内容（記述）　※必ず記入してください。**

|  |
| --- |
|  |

**財務診断書（中小企業診断士又は公認会計士が作成してください。）**

**ア　会社概要（主要事業、規模、略歴などについて記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**イ　直近３年分の財務諸表に基づく財務診断（財務指標による診断結果を記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**ウ　債務超過に至った原因（具体的に記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**エ　今後５年間の計画書（様式）の分析（具体的に記入してください。）**

|  |
| --- |
|  |

**オ　法人の経営****努力による改善策とそれによる債務超過解消の実現可能性について記入してください。**

改善策を行った結果、債務超過を解消できるかどうかについて記載してください。

（例）「○○の改善策によって経営を改善し、債務超過を解消する見込みである」

|  |
| --- |
| 改善策を行った結果の、債務超過解消の実現可能性について記載してください。  （例）「○○の改善策によって経営を改善するため、債務超過解消の実現可能性が高い。」 |

**カ　作成者（中小企業診断士又は公認会計士の資格を証する書類を添付してください。）**

|  |
| --- |
| 資格名  氏名 |